

# いのち支える 第2期天城町自殺対策計画

(令和6年度～令和10年度)

「誰も自殺に追い込まれることのない天城町」の実現を目指して



令和6年3月  
鹿児島県 天城町



## はじめに

我が国では、平成 22 年以降自殺者数は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、長引く不安な生活の中で、令和 2 年度から増加傾向に転じております。

国においては平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、各市町村に「生きることの包括的な支援」を基本理念とした市町村自殺対策計画策定を義務づけ、さらに平成 29 年 7 月には自殺総合大綱の見直しが行われました。



本町におきましては、平成 31 年 3 月に「誰も自殺に追い込まれることのない天城町」の実現を目指して「いのち支える天城町自殺対策計画」を策定し、関係機関・団体と連携し、自殺対策に取り組んでまいりました。

この度、第 1 期計画の計画期間が令和 6 年 3 月に終了することから、自殺の現状や町民アンケート結果、国の方針を踏まえ「いのち支える第 2 期天城町自殺対策計画」を策定しました。

本町における自殺死亡率は、年によって増減がありますが、国や県に比べて高い状況にあり、より一層の取組が求められています。自殺の多くは追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的問題です。予防可能な取組として自殺対策を位置づけ、本計画に基づき、町民のみなさまはもとより、様々な方々とのネットワークをつくり、みなさまのご協力を得ながら、またつながりを大切にしながら、「いのち支える」取組をひろげてまいります。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました、いのち支える天城町自殺対策計画策定委員をはじめ、ご協力を賜りました関係機関、関係各位、町民のみなさまに対し心より感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

天城町長 **森田 弘光**

## 目次

I	いのち支える天城町自殺対策計画について	1
1	自殺対策計画策定の背景と目的	1
2	自殺総合対策大綱のポイント	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
5	計画の数値目標	4
II	天城町の自殺の現状と関連するデータ	5
1	天城町の自殺の現状	5
(1)	自殺死亡率の年次推移	5
(2)	男女別自殺者数の推移	6
(3)	年代別割合と自殺死亡率	6
(4)	性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率	7
(5)	有職者の自殺の内訳（H25年～29年）	7
(6)	天城町の自殺実態の特徴	8
2	自殺に関連するデータ	9
(1)	小・中学生健康づくりアンケートの結果	9
(2)	町民意識調査	9
III	いのち支える自殺対策における取組	16
1	天城町の自殺対策7本柱	16
【施策1】	地域・役場組織内におけるネットワークの強化	17
【施策2】	自殺対策を支える人材の育成	19
【施策3】	町民の皆さんへのお知らせと知識の共有	21
【施策4】	生きることの促進要因への支援	23
【施策5】	若年層への支援の強化	27
【施策6】	ひとり暮らし・孤立者への支援の強化	30
【施策7】	生活に困窮している人への支援の強化	32
2	生きる支援関連施策一覧	34
IV	自殺対策の推進体制	41
1	自殺対策組織の関係図	41
V	資料	43
	いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会設置要綱	43
	自殺対策基本法	45

# I いのち支える天城町自殺対策計画について

## 1 自殺対策計画策定の背景と目的



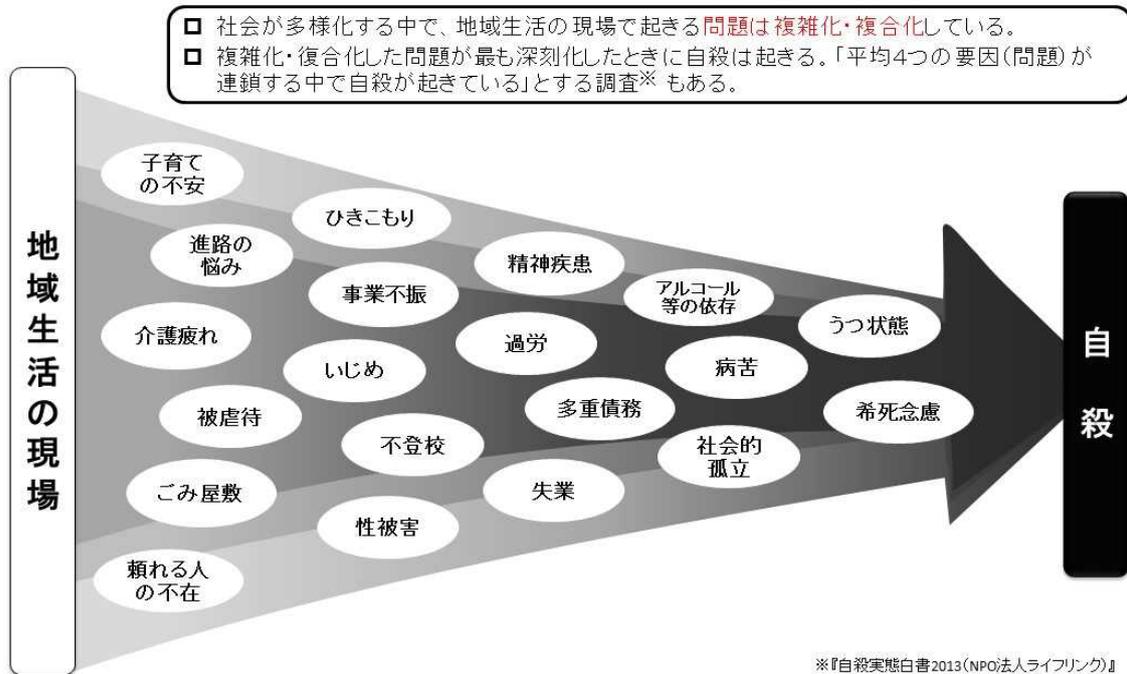
平成 18 年 10 月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかしながら、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しています。さらに令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和 2 年には過去最多、令和 3 年には過去 2 番目の水準になっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図：図 1 参照）。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第 2 条）。自殺対策基本法は第 1 条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と謳っています。

本町においては、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「いのち支える天城町自殺対策計画」を推進してきました。令和 4 年に自殺総合対策大綱が見直されたことをうけ、令和 6 年度を初年度とする「第 2 期いのち支える天城町自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

## 2 自殺総合対策大綱のポイント



自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととなっています。平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

### 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

### 2 女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

### 3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

### 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

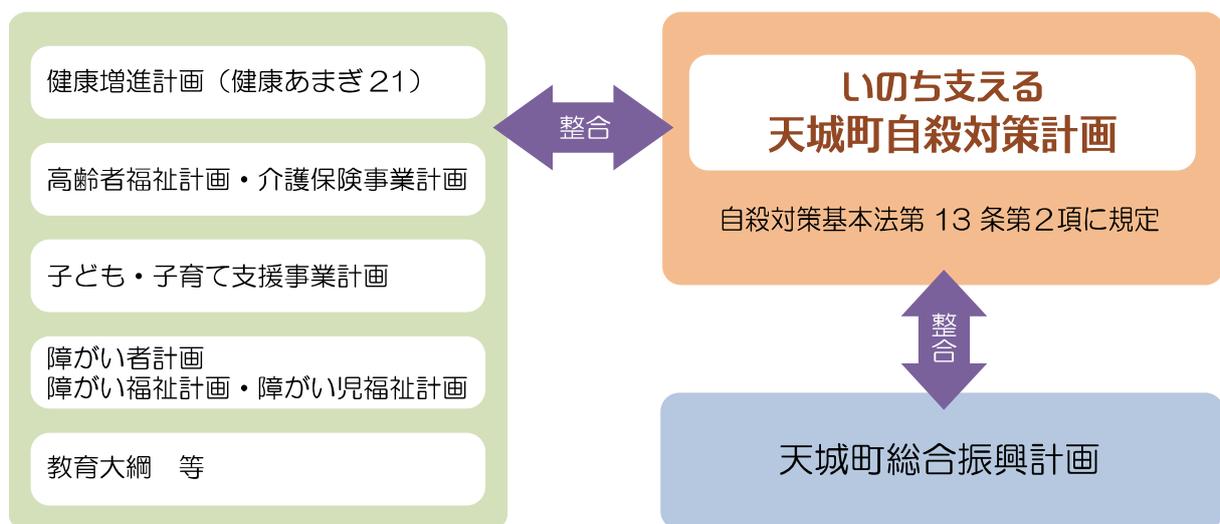
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及 ■SNS 相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

### 3 計画の位置付け



本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の定により、天城町における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「健康あまぎ21（第2次）」や「天城町総合振興計画」との整合を図ります。



### 4 計画の期間



令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

### 5 計画の数値目標



本町では、平成29年から令和3年の5年間で13人が亡くなっているという状況から、令和10年度までに、年間自殺者数を0人とすることを町の目標に掲げます。

## II 天城町の自殺の現状と関連するデータ

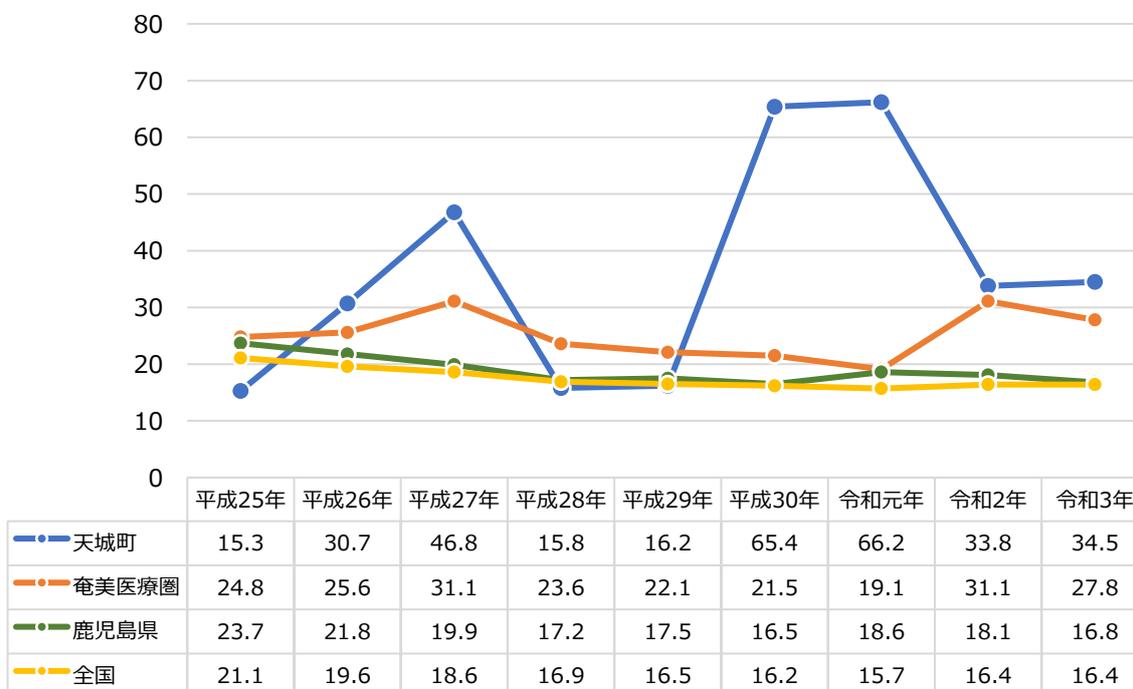
### 1 天城町の自殺の現状



#### (1) 自殺死亡率の年次推移

国の自殺死亡率は低下傾向で推移していましたが、令和2年に上昇に転じています。鹿児島県においては、令和元年に上昇したものの、再度、低下傾向にあります。奄美医療圏は平成27年以降、低下傾向で推移していましたが、令和2年に上昇に転じています。町では大きく増減を繰り返しています。

自殺死亡率(人口10万対)の推移



資料:自殺実態プロファイル

自殺死亡率とは・・・

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口(10月1日現在)}} \times 100,000 \text{人}$$

自殺実態プロファイルとは・・・

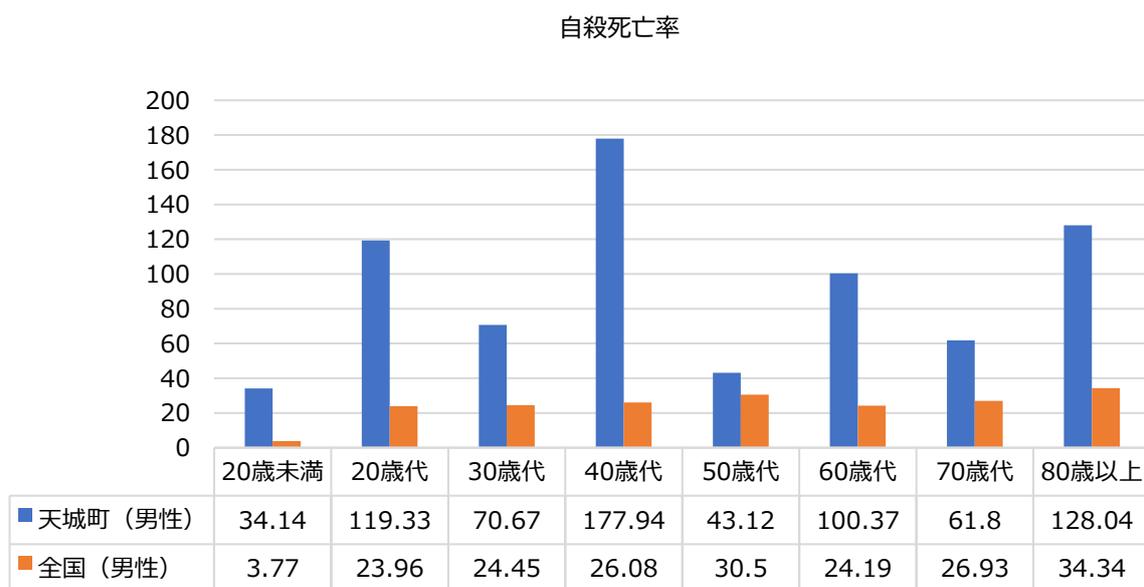
一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが市町村ごとの自殺実態を分析した資料

## (2) 自殺者数

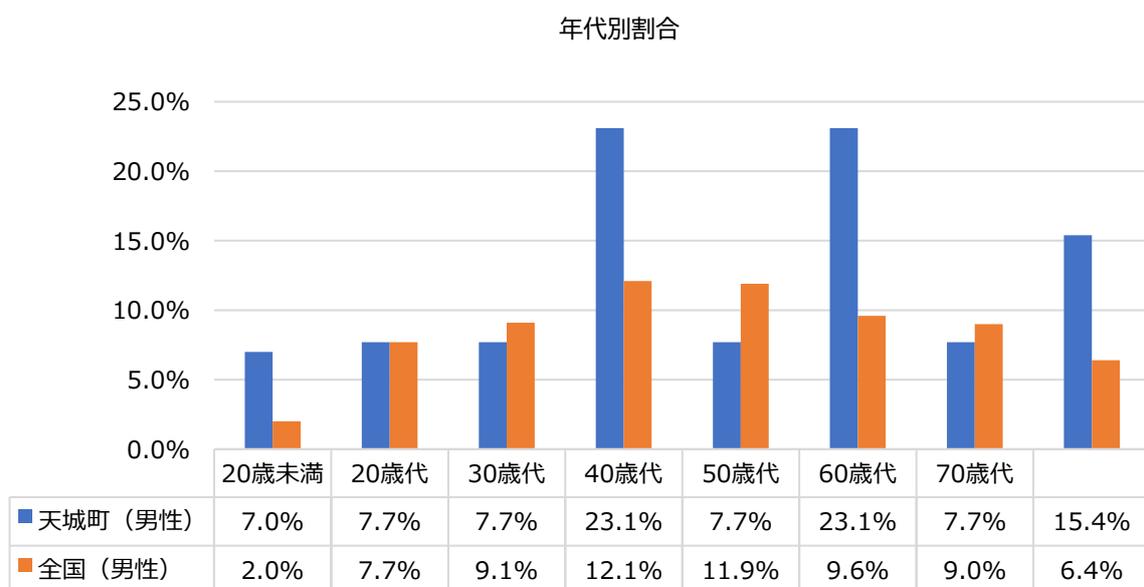
平成 25 年以降の自殺者数は、毎年 1～4 名おり、合計 20 人となっています。  
また、男性の自殺者が多い状況です。

## (3) 年代別割合と自殺死亡率

天城町の自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率(H29年～R3年平均)をみると、  
自殺死亡率は 40 歳代が最も高く、次いで 80 歳以上、20 歳代となっています。  
年代別割合でみると、40 歳代と 60 歳代が高くなっています。



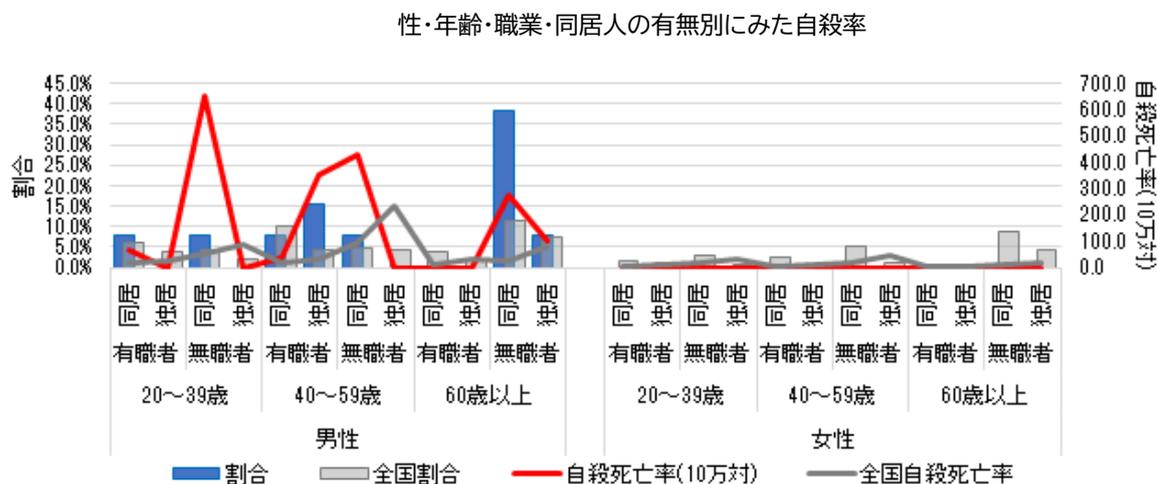
資料:自殺実態プロフィール



資料:自殺実態プロフィール

#### (4) 性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率

天城町の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺率を全国と比較すると、自殺死亡率が全国と比べて高いのは、男性では「20歳～39歳・無職者・同居」、次いで「40～59歳・無職者・同居」をあげることができます。



資料:自殺実態プロフィール 特別集計(自殺日・居住地、2017～2021年合計)

#### (5) 有職者の自殺の内訳 (H29年～R3年)

平成29年から令和3年の自殺者数は合計13人ですが、そのうち有職者の自殺者数は4人となっています。有職者が30%を占めています。

有職者の自殺の内訳(H29年～R3年合計)

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1	25.0%	17.5%
被雇用者・勤め人	3	75.0%	82.5%
合計	4	100.0%	100.0%

資料:自殺実態プロフィール(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

## (6) 天城町の自殺実態の特徴

自殺実態プロファイル（H29年～R3年）において、天城町の特徴として以下があげられます。

- ◆ 性別：女性の自殺者はいない。
- ◆ 年代：自殺者数は、40歳代と60歳代が多い。  
自殺死亡率は、40歳代、80歳以上、20歳代と高く、その他の年代も全国平均を上回っている。
- ◆ 職業状況：無職者が多い（66.7%）。
- ◆ 同居人：自殺者数で見ると、60歳以上の「無職者・同居」が多くなっている。全国と比べて高い。  
自殺死亡率で見ると、20～39歳の「無職・同居」が高くなっている。

## 2 自殺に関連するデータ

### (1) 小・中学生健康づくりアンケートの結果

- 調査方法 : 町内各小中学校に依頼
- 調査期間 : 令和5年8月～9月
- 調査対象 : 町内の小学5年生・中学2年生
- 有効回答数 : 107件
- 回収率 : 99.1%
- 調査項目 : A.あなた自身について  
B.休養・こころの健康について

#### 調査結果の概要

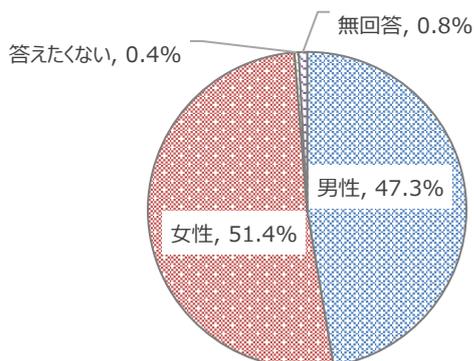
小・中学生のアンケートでは、睡眠不足や不安・悩み・ストレスの有無、相談できる人の存在について質問を行いました。その結果、小学生の23.6%、中学生の38.5%が睡眠不足を感じていると回答していたり、小学生の23.6%、中学生の36.5%が不満や悩み、ストレスがあったと回答していたりと、心身の不調を感じている小中学生の存在がわかりました。また、小学生の47.3%、中学生の40.4%が家族にほとんど相談しないと回答しており、うち、小学生の14.5%、中学生の11.5%が家族以外の相談相手が誰も居ないと回答しています。このように、身近な相談相手が不在である児童が存在することがわかりました。

### (2) 町民意識調査

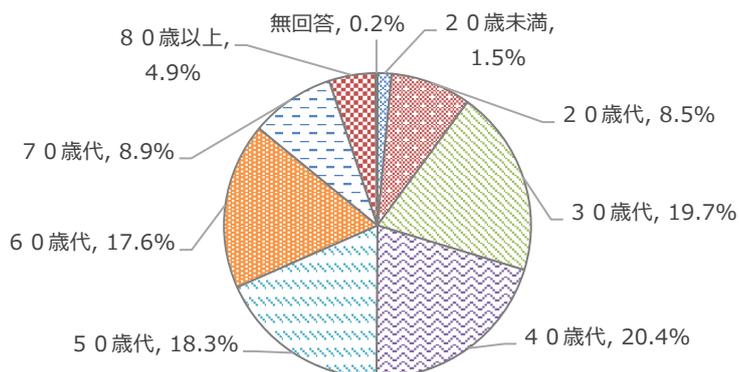
自殺に対する町民の意識などの実態を把握し、この実態に基づいた自殺対策計画を策定するため、町民を対象に「こころの健康に関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査方法 : 郵送法（封筒による密封回収）
- 調査期間 : 令和5年8月～9月
- 調査対象 : 18歳以上町民
- 有効回答数 : 471件
- 回収率 : 62.8%

【回答者の性別】

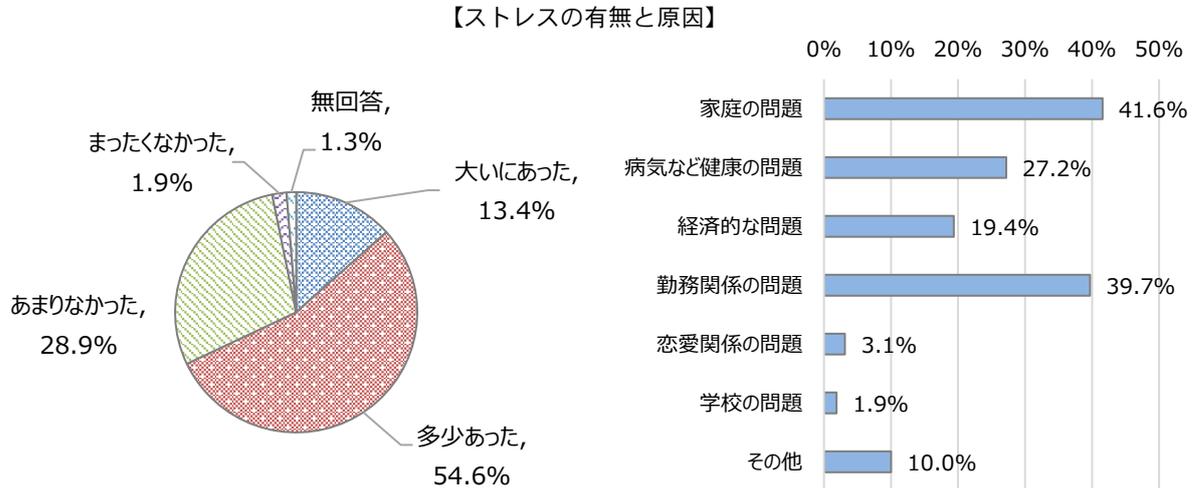


【回答者の年齢】



## ①ストレスについて

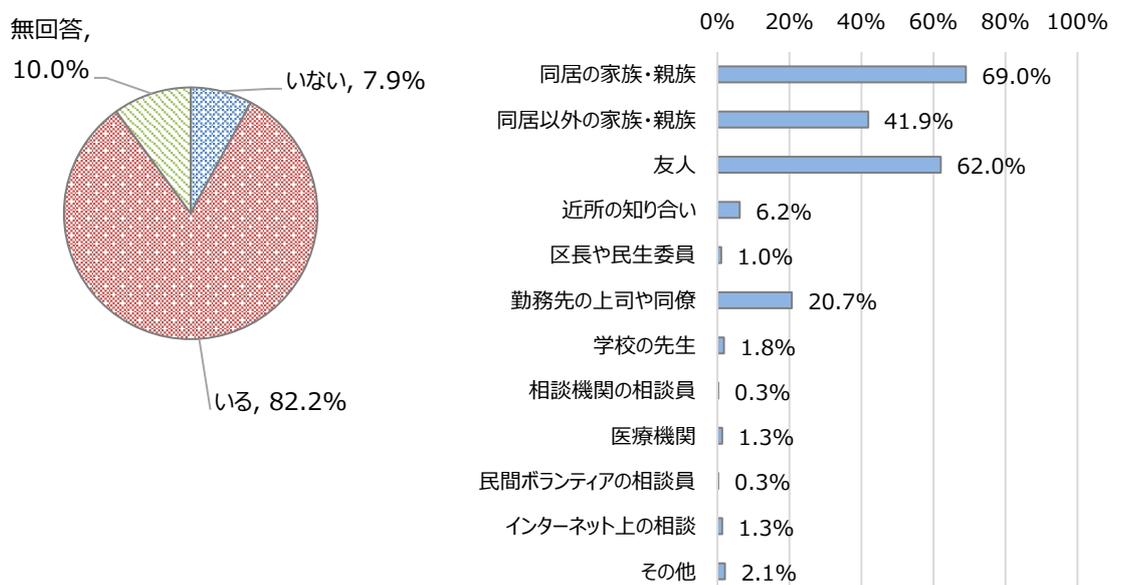
ストレス等が「大いにあった」「多少あった」を合わせると70.0%となっており、ストレスの原因としては、「家庭の問題」が41.6%と最も多く、次いで、「勤務関係の問題」の39.7%となっています。



## ②相談について

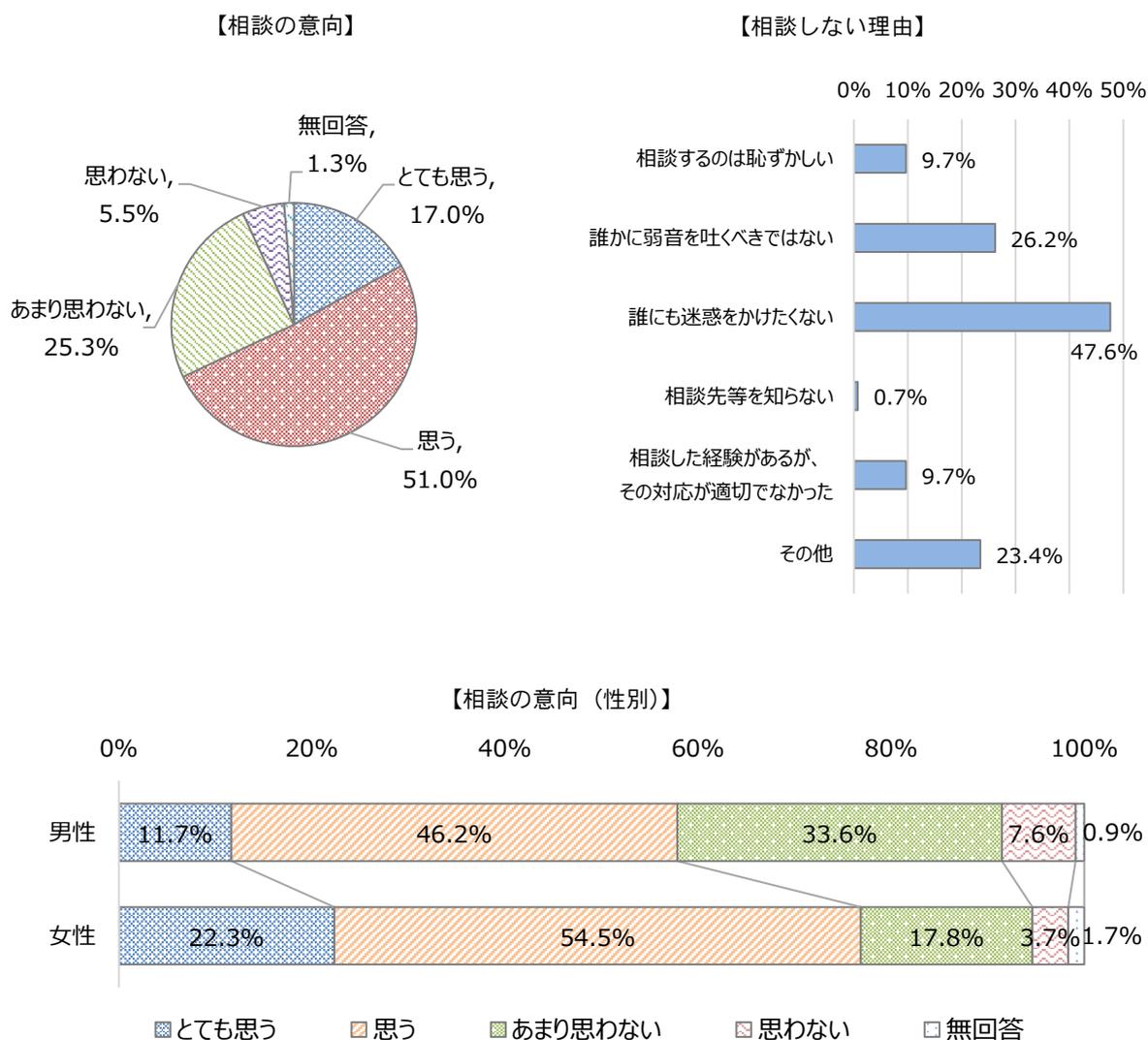
普段から心配や悩みなどを受け止めて、耳を傾けてくれる人がいると回答した方が82.2%となっており、その相手としては、「同居の家族・親族」が69.0%と最も多く、次いで、「友人」の62.0%となっています。

【心配や悩みなどを受け止めて、耳を傾けてくれる人の有無とその相手】



悩みを抱えた時やストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたいと思いますかという問に対して「あまり思わない」が25.3%、「思わない」が5.5%となっており、その理由としては、「誰にも迷惑をかけたくない」が47.6%ともっとも多く、次いで、「誰かに弱音を吐くべきではない」の26.2%となっています。

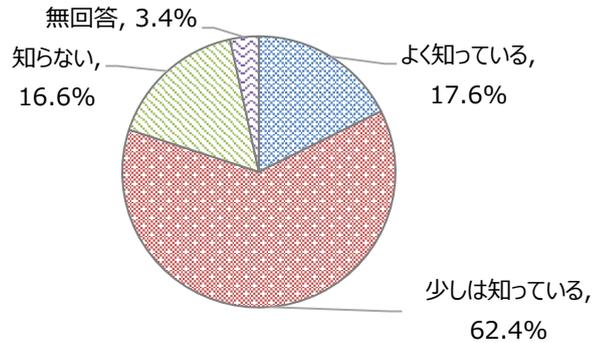
また、相談の意向を性別にみると、男性は「あまり思わない」33.6%、「思わない」7.6%と約4割が相談したり助けを求めないと回答しています。



### ③うつ病について

うつ病のサインについて「よく知っている」と回答した方が17.6%、「少しは知っている」が62.4%、「知らない」が16.6%となっています。

【うつ病のサインを知っていますか】



#### 「うつ病のサイン」

##### ○自分で感じる症状

憂うつ、気分が重い、何をしても楽しくない、興味がわからない、眠れない、イライラする、いつもよりかなり早く目が覚める、決断が下せない、悪いことをしたように感じて自分を責める、死にたくなるなど

##### ○周りから見てわかる症状

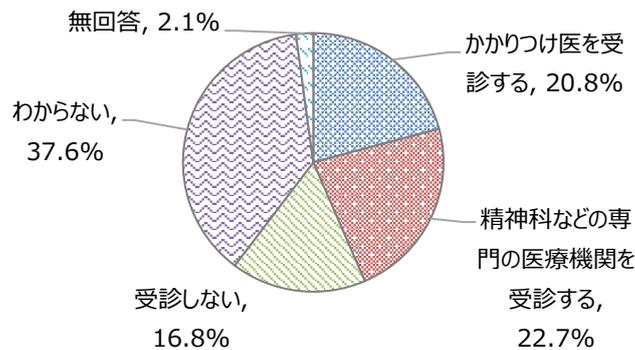
表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かない、飲酒量が増えるなど

##### ○身体に出る症状

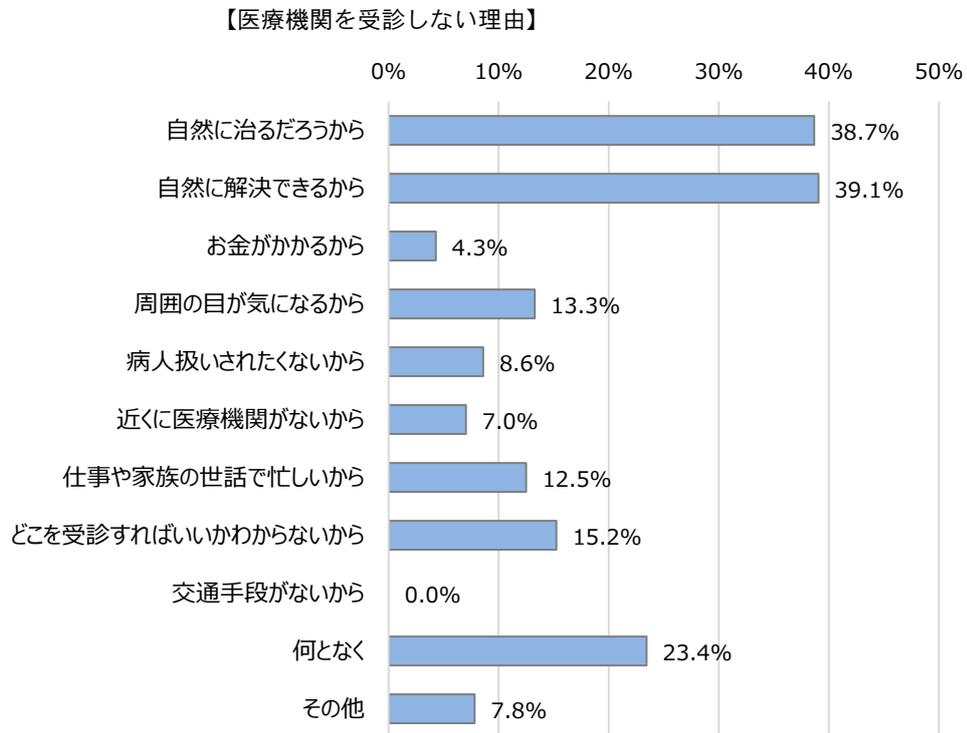
食欲がない、体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛や肩こり、動悸、胃の不快感、便秘がち、めまい、口が渇くなど

うつ病のサインが2週間以上続いたときの医療機関への受診については、「わからない」と回答した方が37.6%と最も多く、また「受診しない」は16.8%となっています。

【医療機関への受診意向】

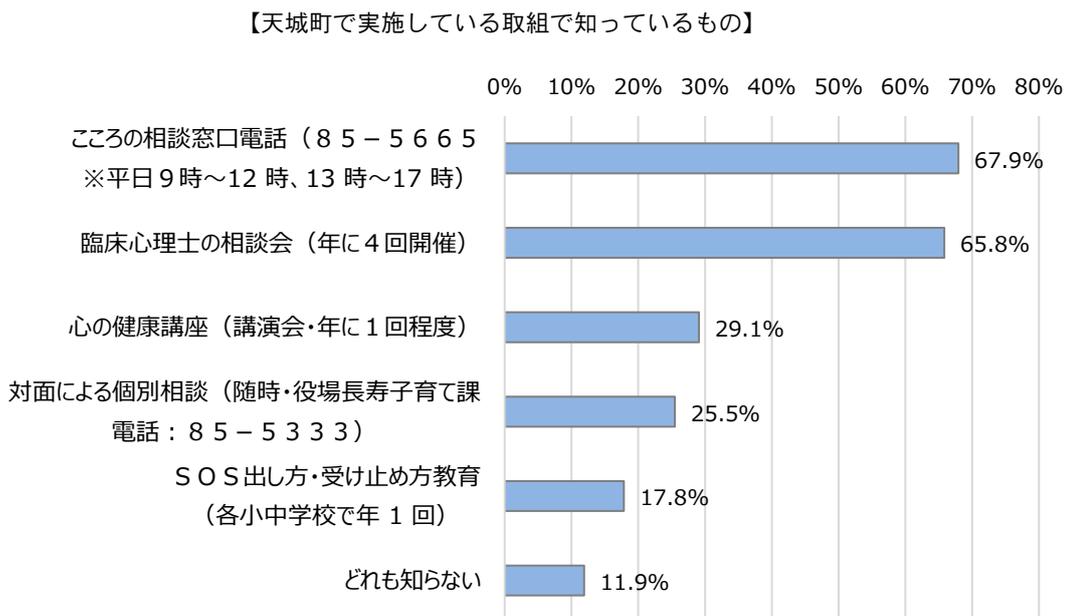


「わからない」「受診しない」と回答した方の理由をみると、「自然に解決できるから」と回答した方が39.1%と最も多く、次いで「自然に治るだろうから」が38.7%となっています。

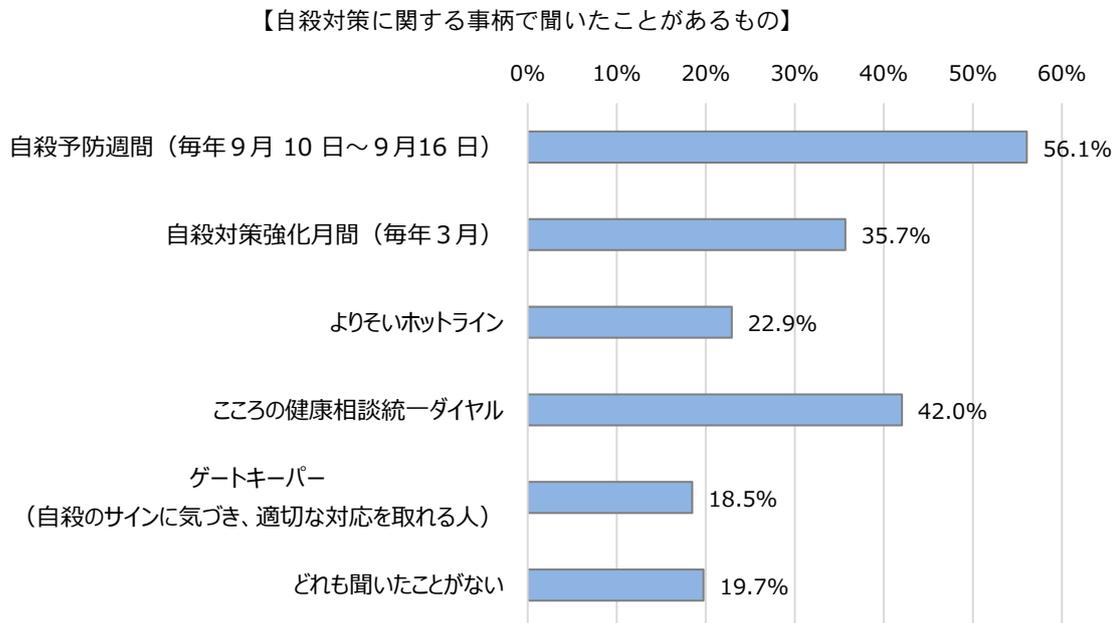


#### ④自殺対策について

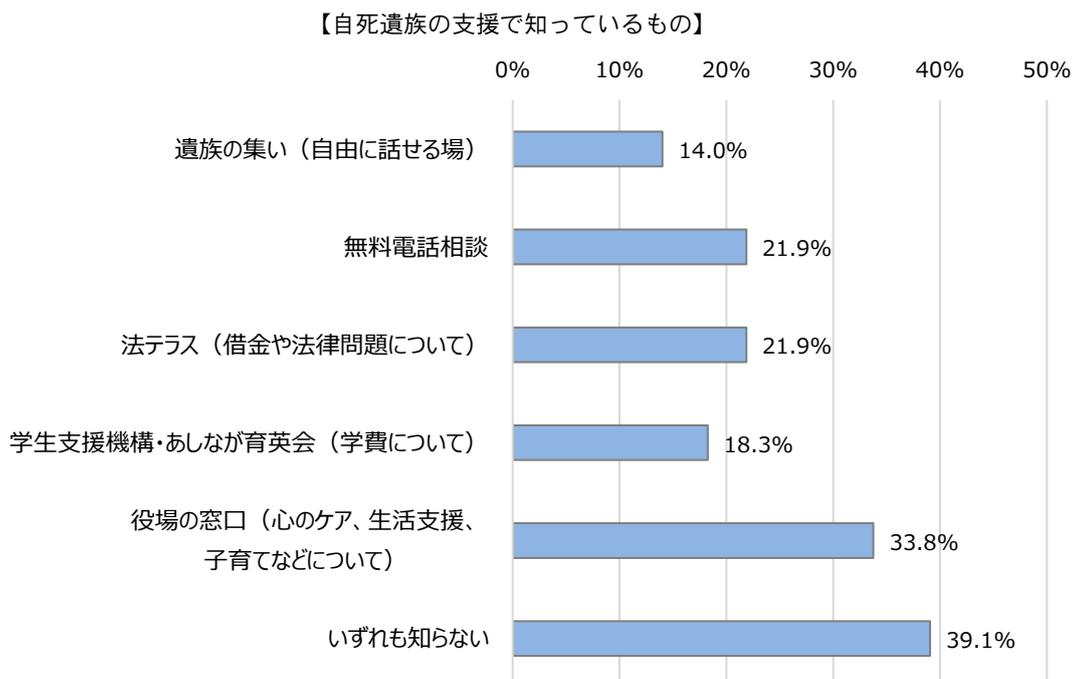
天城町で実施している取組については、「こころの相談窓口電話」が67.9%、「臨床心理士の相談会」が65.8%と認知度が高くなっています。



また、自殺対策に関して聞いたことがある事柄としては、「自殺予防週間」が56.1%と最も多く、次いで「こころの健康相談統一ダイヤル」が42.0%となっています。



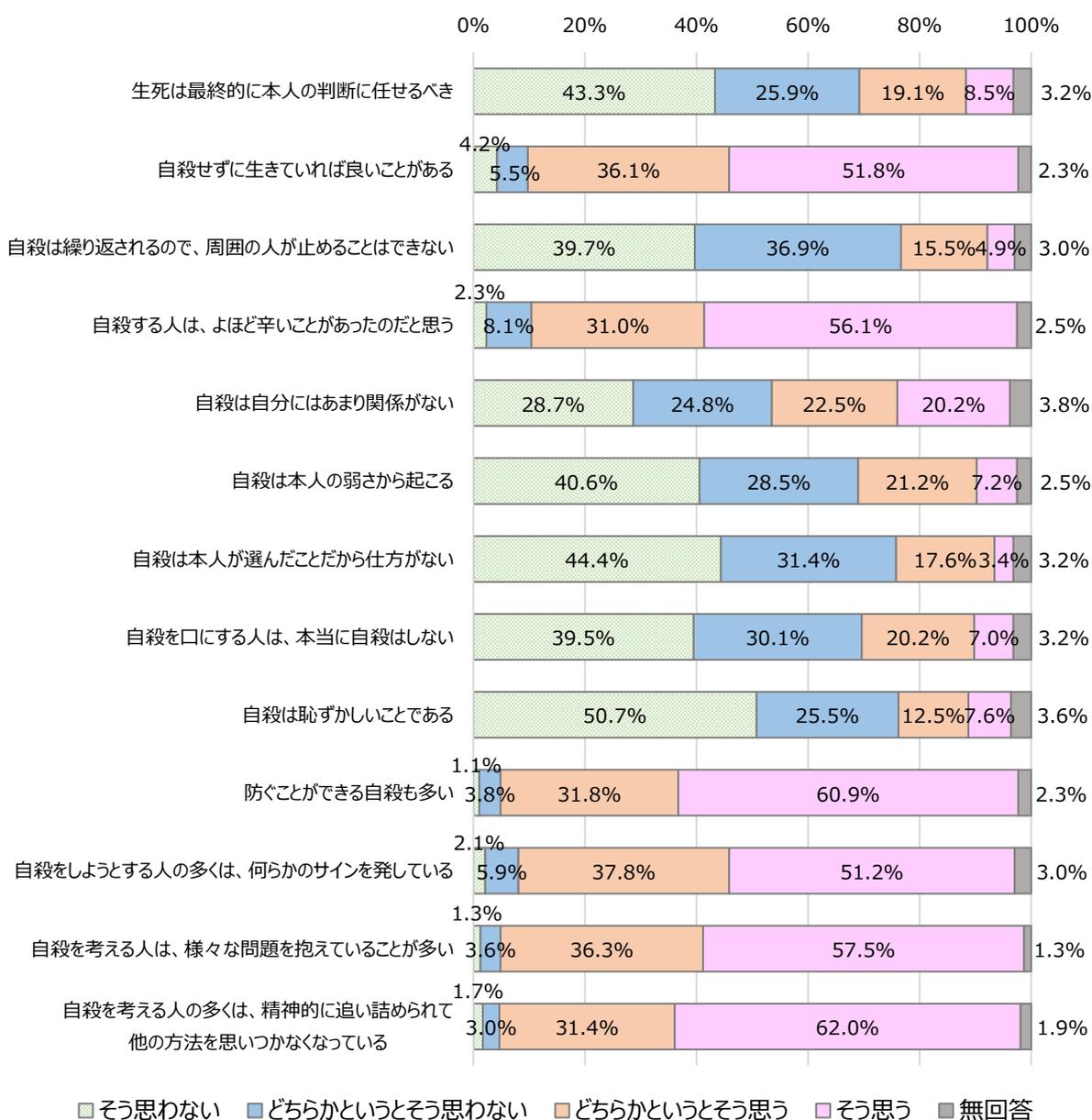
自死遺族の支援については、「いずれも知らない」とした回答が39.1%と最も多くなっています。知っているものとしては「役場の窓口」が33.8%、次いで「無料電話相談」と「法テラス」が21.9%となっています。



#### ④自殺について

「自殺」についてどう思うかをそれぞれたずねたところ、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」が62.0%と最も多く、次いで「防ぐことができる自殺も多い」が60.9%、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」が57.5%となっています。

【「自殺」についてどのように思いますか】

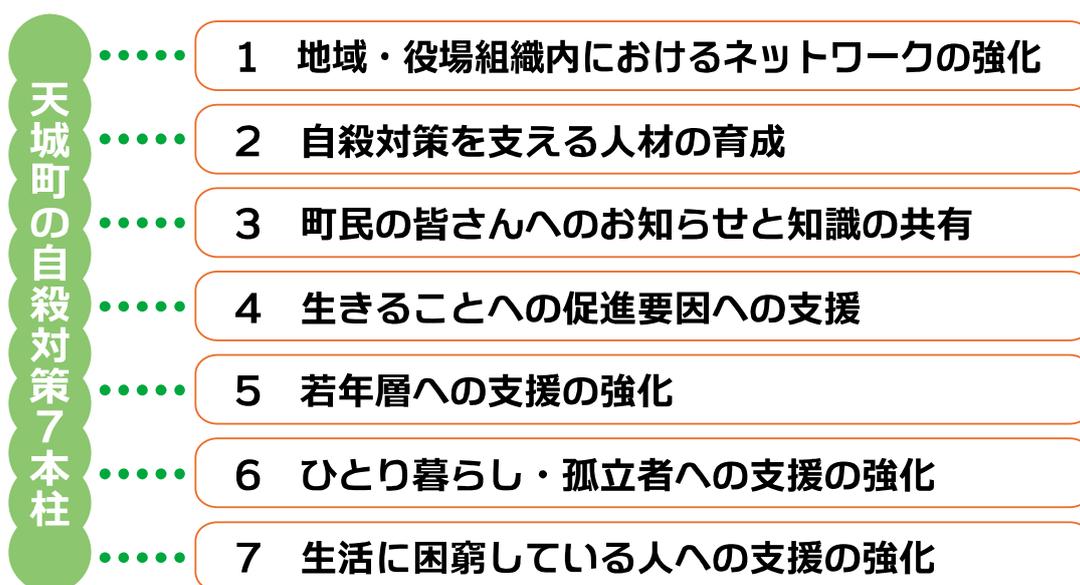


### Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

#### 1 天城町の自殺対策 7 本柱



天城町では、町の自殺実態の特徴や町民意識調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない天城町」の実現を目指して、主に以下の7つの施策を展開していきます。



#### その他、「生きる支援関連施策」の実施

これらの施策のうち、1～5の施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においても全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組です。「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

一方、6～7の取組は、町において特に自殺の実態が深刻である「ひとり暮らし・孤立者」、また、自殺のリスクを抱えている「生活に困窮している人」に焦点を絞った取組です。

#### ★次頁からの施策 1～7 における「施策の展開」の見方

□：すでに取り組んでいること

■：今後、検討を進めること

( ) → 担当課

[ ] → 関連協力団体

## 施策の展開

### 1. 地域におけるネットワークの強化

- 天城町いのちを守るネットワーク推進本部の設置：町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、町長及び全課長で組織する推進本部を設置し、庁内におけるネットワークの強化を図ります。（長寿子育て課）
- いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会の開催：国の自殺総合対策大綱に基づき、役場組織外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、さまざまな関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、町内の産業・福祉団体や県の関係機関、専門家等を構成員とする自殺防止のための協議会を開催し、庁外におけるネットワークの強化を図ります。（長寿子育て課）
- 集落との連携強化：集落は、地域の見守りやさまざまな相談の受け皿となり得る、地域のつながりの基盤です。自殺対策における集落との連携体制の構築を図るため、各集落の区長へゲートキーパー研修を案内していきます。（長寿子育て課、総務課）

### 2. 特定の課題に関する連携・ネットワークの強化

- 生活困窮者自立支援事業との連携強化：くらサポ、福祉事務所、役場の生活保護の担当で行っている生活困窮者等の支援調整会議に参加し、情報の共有を図ります。また、社会福祉協議会は適宜、情報共有を行うとともに、必要な場合、ケース検討会を実施します。（長寿子育て課）【くらサポ、社会福祉協議会】

※くらサポとは・・・生活や就労などでお困りの方の総合的な支援を行うため、平成29年4月から生活困窮者自立支援法により、鹿児島県が設置している徳之島くらし・しごとサポートセンター（愛称「くらサポ」）。社会福祉法人南恵会に業務委託して運営されている。

- 保護を必要とする児童を支援する事業との連携強化：要保護児童対策地域協議会と「天城町いのちを守るネットワーク推進本部」について、連携を図り、各関係機関の役割の整理、情報を共有することにより、効果的な支援策が検討・実施できるようにしていきます。（長寿子育て課）【要保護児童対策地域協議会】

※要保護児童対策地域協議会とは・・・要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う会議体。

●実績

評価項目	目標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
天城町いのちを守るネットワーク推進本部	1回以上/年	1回/年	1回/年	未実施	未実施	1回/年
いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会	1回以上/年	1回/年	1回/年	未実施	未実施	3回/年

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標
天城町いのちを守るネットワーク推進本部	設置済	1回以上/年
いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会	設置済	1回以上/年

## 施策の展開

### 1. 天城町職員および関連団体に対する研修

- 職員等への研修：平成31年度から職員研修の中に、自殺の実態を理解し、ゲートキーパーとしての自覚を持つことを目的とした内容を組み入れています。令和4年度は町民と役場職員を対象に2回実施し、町職員は33名の参加がありました。

上記研修を受けた職員が、より実践的な知識やスキルを身につけられるよう、更なる研修機会の導入を検討します。具体的には、自殺のサインに気づいたときに、丁寧に傾聴し、必要な支援先につなげられるようなロールプレイの実践や、複数の悩みを抱えている人を適切な窓口につなぐために関係機関同士の連携を図る多分野合同研修等です。また、今後は、関連団体に声かけをし、参加者の増加を図ります。（長寿子育て課、総務課）

議会議員／男女共同参画社会推進委員会委員／企業の衛生担当者／民生委員・児童委員／老人クラブ会員／ゆいゆいサロンで働く有償ボランティア／健康づくり推進員／認知症サポーター／社会福祉協議会／食生活改善推進員／在宅福祉アドバイザー／農協・商工会等企業の衛生担当者

- 教職員向け研修会の開催：天城町教職員研修会において、生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。（教育委員会）

※「SOS の出し方に関する教育」については施策5を参照ください。

### 2. 町民を対象とした研修

- 町民向けのゲートキーパー研修の実施・受講推奨：ゲートキーパー研修の周知を図るとともに、ゲートキーパーを養成するための研修を町民向けに開催し、身近な地域で支え手となる町民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。（長寿子育て課）

## ●実績

評価項目	目標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
職員研修でのゲートキーパー研修の実施職員	1回以上／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年
民間団体を対象としたゲートキーパー研修の実施	1回以上／2年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年
町民を対象としたゲートキーパー研修の実施	1回以上／2年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年

## ●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標
職員および関連団体を対象としたゲートキーパー研修の実施	1回／年	1回／年
町民を対象としたゲートキーパー研修の実施	1回／年	1回／年

### 「ゲートキーパー」とは

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

#### 気づき

- ・家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

#### 傾聴

- ・本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

#### つなぎ

- ・早めに専門家に相談するよう促す

#### 見守り

- ・寄り添いながら、じっくり見守る

## 施策の展開

### 1. 啓発活動の推進

- 自殺対策に関する啓発：9月の自殺予防週間において「自殺予防キャンペーン」を開催します。町民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。また、3月の自殺対策強化月間は、生きる支援（自殺対策）に関する周知・啓発のため、AYTによる文字放送や本庁舎ロビー等においてポスターの掲示やリーフレットの配布等を実施します。（長寿子育て課） 【徳之島保健所 地域女性団体連絡協議会】
- 相談先情報を掲載したリーフレットの配布：納税や保険料の支払い、子育てや町営住宅への入居等、各種手続きや相談のため窓口を訪れた町民に対し、自殺やこころの健康に関する相談窓口やこころの電話相談（天城町）など生きる支援に関するさまざまな相談先を掲載したリーフレットを配布することで、町民に対する情報周知を図ります。（全課）
- 成人式でのリーフレットの配布：新成人にリーフレットを配布し、主催者側から新成人に対して、いのちや暮らしの危機に陥った際に相談できる場所としてさまざまな相談支援機関があることを伝えます。（社会教育課）
- 図書館における啓発用ブースの設置：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館に自殺対策に関する啓発用ブースを設置し、パネルの展示やリーフレットの配布を行います。（社会教育課、図書館）

## 2. 各種メディア媒体を活用した啓発活動

- 広報誌「広報あまぎ」、ホームページ、天城町ユイの里テレビ（AYT）、音声放送、SNSの活用：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、生きる支援（自殺対策）関連の特集記事や個別相談会の開催情報等掲載し、町民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。（長寿子育て課）

### ●実績

評価項目	目標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
庁舎内チラシ設置窓口 町内関係機関チラシ設置 窓口	5か所 5か所	2か所 1か所	2か所 1か所	2か所 1か所	2か所 1か所	2か所 1か所
図書館テーマ展示	2回以上/ 年	2回以上 /年	2回以上 /年	2回以上 /年	2回以上 /年	2回以上 /年
成人式での啓発	毎年1回	毎年1回	毎年1回	毎年1回	毎年1回	毎年1回
AYT・広報誌の活用	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年
ホームページの活用	1回以上/ 年	1回以上/ 年	1回以上/ 年	1回以上/ 年	1回以上/ 年	1回以上/ 年
ゲートキーパーの認知度	20%	—	—	—	—	18.5%
天城町の取組「どれも知らない」割合	20%	—	—	—	—	19.7%

### ●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標
庁舎内チラシ設置窓口 町内関係機関チラシ設置窓口	2か所 1か所	5か所 5か所
図書館テーマ展示	2回以上/年	2回以上/年
成人式での啓発	毎年1回	毎年1回
AYT・広報誌の活用	5回/年	5回/年
ホームページの活用	1回以上/年	1回以上/年
ゲートキーパーの認知度	18.5%	20%
天城町の取組「どれも知らない」割合	19.7%	15%

## 施策の展開

### 1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）

- 高齢者の居場所活動の推進：一般介護予防教室のゆいゆいサロンや彩りサロン、自主サロンから気になる方の情報は地域包括支援センターへつながるようになっていきます。また、独居高齢者や夫婦高齢者世帯についても、第二層生活支援コーディネーターの訪問活動により、精神面で気になる方の情報が地域包括支援センターへつながるようになっていきます。第二層生活支援コーディネーターの訪問時にはサロン参加の勧奨も行っています。  
今後も、ゆいゆいサロン等の地域支援事業において「天城町自殺対策計画」と連動して、活動の輪を広げていきます。（けんこう増進課）
- 親子教室・母子相談日：スマイル親子教室、母子相談日を設け、幼児期までの子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供を行います。（けんこう増進課）
- 図書館の管理事業：町民が利用しやすい居場所としての環境整備に努めます。  
（社会教育課、図書館）
- 生涯学習講座：参加者同士の交流を促進し、様々な町民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。（社会教育課）
- 公園管理：町民が利用したいだけでなく、町民が集える場所としての機能を果たすことができるよう、整備に努めます。（社会教育課・建設課）
- 町営住宅の整備：若年層の定住促進、高齢者・障がい者への配慮の視点を取り入れた、多様なニーズに対応した町営住宅の整備を検討します。町営住宅の居住者や入居申込者は生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、関係機関との連携を図りながら支援していきます。（建設課）
- 個別相談会の実施：臨床心理士による個別相談会を実施し、悩みやストレスを抱える方の相談にのり、必要なら本人の了承を得て医療機関につなぐなど、支援を実施します。（長寿子育て課）

- 精神保健事業の実施：精神疾患を抱えた方が継続して治療や支援が受けられるよう、関係機関と連携し、支援します。（長寿子育て課） 【徳之島保健所】

## 2. 生きる促進要因を増やす取組

- 児童生徒への取組：子ども会育成連絡協議会による各種子ども会活動において、児童生徒の「生きる力」を高めるさまざまな取組を展開します。（社会教育課）

## 3. 働く世代への取組

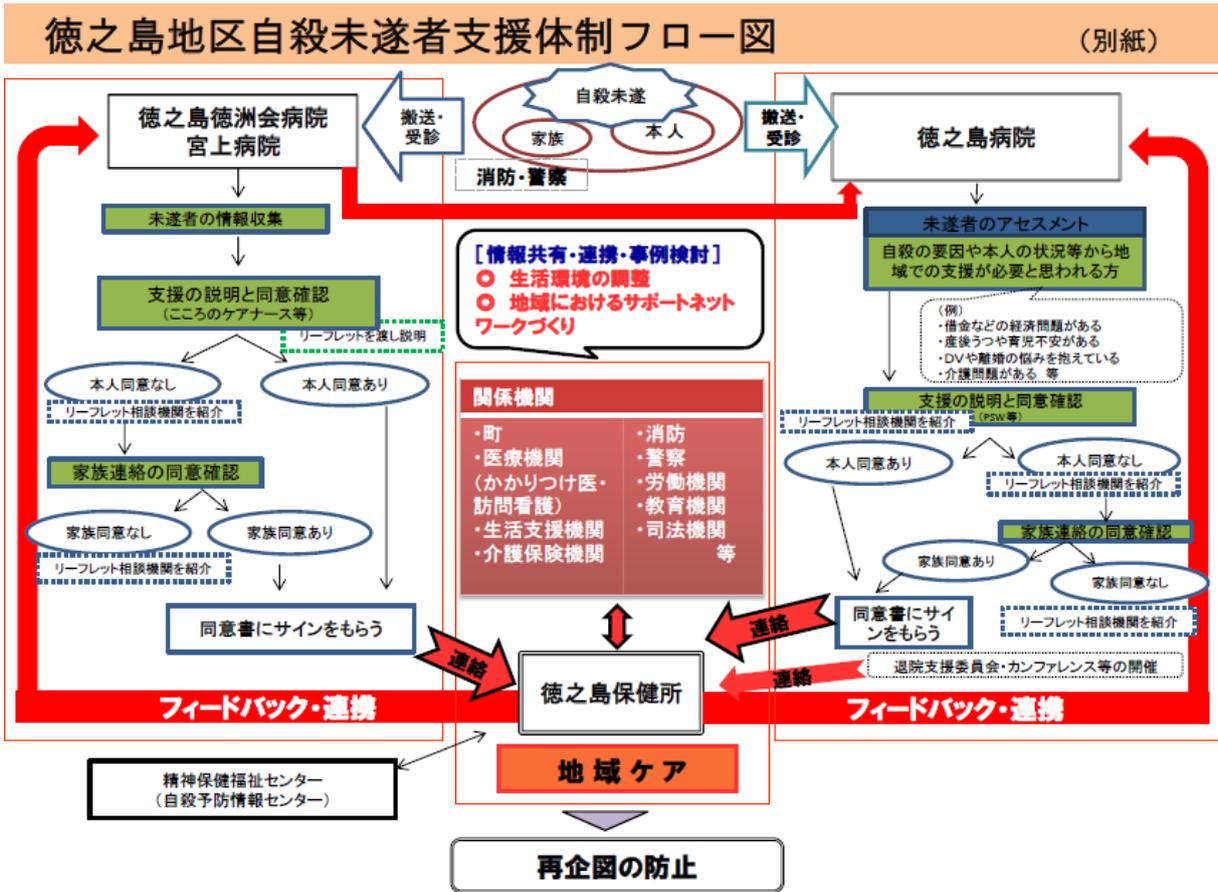
- 職域や事業所との連携：勤労問題を含めたメンタルヘルス対策、自殺対策を推進することは重要な課題となるため、積極的に職域や事業所との連携構築を図り、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及、相談窓口の周知、ゲートキーパー研修への参加勧奨や健診受診勧奨等を行っていきます。（長寿子育て課・けんこう増進課）

## 4. 障がい者（児）への支援

- 障がい者（児）のための連携強化：障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し、相談窓口の周知を図るとともに相談支援体制を充実します。（長寿子育て課）【障害者自立支援協議会、徳之島保健所】

## 5. 自殺未遂者への支援

- 保健所が実施主体の「自殺未遂者支援連携体制事業」に協力し、保健所、医療機関、警察、消防との連携や情報交換により、再企図防止のための個別支援を行います。（長寿子育て課） 【徳之島保健所】



## 6. 遺された人への支援

- 自死遺族等への支援：町内の戸籍謄本等の申請窓口で、すべての遺族に自死遺族への支援情報が掲載されたリーフレットを配布します。また、医療機関・保健所等と連携を図り、訪問等を行いリーフレットを配布し、相談窓口の紹介など支援を行います。(長寿子育て課、くらしと税務課) 【徳之島保健所】

## 7. 支援者への支援

- 介護を行う家族等の交流機会の推進：介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家庭介護に携わっている皆さんの連絡会や交流事業などを行います。(けんこう増進課)
- 町職員への支援：「支援者」となる町職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックを実施し、自殺予防等に関する研修会を実施します。また、カウンセラーと職員の面談を実施します。(総務課)

●実績

評価項目	目標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
親子教室・開放日開催回数						
スマイル親子教室	24回/年	24回/年	12回/年	9回/年	7/年	11回 (11月現在)
すくすく親子教室	6回/年	4回/年	むすびー のに移行	—	—	—
保健センター開放日	24回/年	24回/年	母子相談 日に移行	12回/年	12回/年	12回/年
図書館利用者数(延べ)	12,000人以上/年	11,504	8,043	6,697	10,119	6,404 (10月現在)
会議・交流会開催回数	各1回/年	1	0	0	0	1

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標
親子教室・相談日開催回数		
スマイル親子教室	7回/年	12回/年
母子相談日	12回/年	12回/年
図書館利用者数(延べ)	10,119人/年	10,000人/年
会議・交流会開催回数	各1回/年	各4回/年
個別相談会開催回数	4回/年	6回/年

## 施策の展開

### 1. SOSの出し方に関する教育の推進

- 学校での授業の実施：町内で「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施し、実施方法等のノウハウの蓄積や結果の分析を踏まえて、実効性のある授業を継続的に行っていきます。（教育委員会、長寿子育て課）
- 子どもの人権に関する教育：町内小・中学生を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。（教育委員会）
- 天城町教職員、その他学校関係者への啓発：生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOSの出し方に関する教育」をテーマに盛り込み、SOSの受け皿としての教職員の役割について理解の促進に努めます。また、SOSに対する気づきの向上に向けた自殺対策に関する研修の受講を促します。（教育委員会、長寿子育て課）
- 子どもと関わる地域支援者への啓発：子どもと関わる地域支援者がSOSの受け手となるよう、町内教職員向けもしくは保護者向けに実施する「SOS受け止め方教室」の開催時に地域支援者へも参加を呼びかけていきます。（教育委員会、長寿子育て課）
- 講師の育成：町の保健師などが「SOSの出し方に関する教育」の指導ができるよう、教室開催の際に、保健師等にも案内し、学びを深め、今後の子どもへの健康教育に活かせるようにします。（長寿子育て課・けんこう増進課）

### 2. 若年層が「相談しやすい」相談窓口の周知

- 相談機関の周知：こころの相談窓口電話（天城町）やこころの電話、いのちの電話、よりそいホットライン等、町内外の相談機関窓口の周知をさらに強化します。（長寿子育て課）
- 若者向け個別相談会：臨床心理士による個別相談会を実施し、不登校やいじめ、友人や学校でのトラブルなど悩みをもつ子どもやその保護者の相談にのり、本人と保護者の了承を得て、関係機関と連携し、問題解決を図ります。（長寿子育て課）

### 3. 妊娠・出産から就学後までの期間における、一貫した支援の推進

- 子育て支援関連の会議等との連携：要保護児童対策地域協議会、子ども・子育て会議等の子どもや子育て世帯への支援に関する会議等において、若年層の生きる支援（自殺対策）を協議の議題に挙げることを通して、自殺対策との連携を強化します。（長寿子育て課） 【要保護児童対策地域協議会】
- 支援者へのゲートキーパー研修の受講推奨：保育士等、子どもや保護者と接する機会のある職員に、ゲートキーパー研修を実施します。（長寿子育て課）
- 産後うつ病対策の推進：新生児訪問・乳幼児全戸訪問時にエンジンバラ産後うつ病質問票等を活用した産後うつ病チェック及び産婦健康診査の問診、診察なども合わせて総合的に母親等の精神状態を把握し、産後うつ病の早期発見・早期治療を推進します。（けんこう増進課）
- 産後ケアの推進：育児不安を抱える産婦を対象に、助産師による保健指導、育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図るための産後ケアを充実します。（けんこう増進課）
- 妊娠期から就学期における支援者間の連携の推進：要保護児童対策地域協議会では、育児不安や虐待を抱える家庭として、※特定妊婦、要支援児童など支援が必要な家庭の把握を進めます。さらに、保育所や幼稚園、小中学校と連携し、子の状態に関わらず養育に困難（主に親の精神疾患等や生活困窮）を抱える家庭の把握を進め、自殺のリスクの高い人を特定し支援の必要度を関係者間で協議・整理のうえ、個別支援を進めていきます。（長寿子育て課、教育委員会） 【要保護児童対策地域協議会、徳之島保健所】

※特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）

### 4. 義務教育期間終了後から就職までの期間における、一貫した支援の推進

- 民生委員・児童委員やくらサポとの連携強化：民生委員・児童委員やくらサポ<sup>※</sup>との連携を推進し、ひきこもり状態にある若者の情報を把握し、具体的な支援方法を検討します。（長寿子育て課） 【くらサポ、民生委員・児童委員協議会】

※くらサポに関する詳細は施策7をご参照ください。

●実績

評価項目	目標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小中学生アンケート結果 「家族にほとんど相談しない」かつ「家族以外に相談できる人が誰もいない」人数の割合	各学年 5%以内	—	—	—	—	7.5%
SOSの出し方教室開催回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	90%以上	—	68%	73%	79%	85%
人権教室	小中学校 1回ずつ	小中学校 1回ずつ	小中学校 1回ずつ	小中学校 1回ずつ	小中学校 1回ずつ	小中学校 1回ずつ
子どもに関わる支援者向けの研修会の開催	各1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標
小中学生アンケート結果 「家族にほとんど相談しない」かつ 「家族以外に相談できる人が誰もいない」人数の割合	43.9%	40%
SOSの出し方教室開催回数	1回/年	1回/年
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	85%	88%
人権教室	小中学校1回ずつ	小中学校1回ずつ
子どもに関わる支援者向けの研修会の開催	1回/年	1回/年

## 施策の展開

### 1. 独居者の自殺リスクの早期発見から早期支援のさらなる推進

- 医療機関・保健センターとの連携：病院への受診、特定健診・各種検診受診時に自殺リスクが高いと思われる人がいた場合、保健予防担当と医療機関が連携をとり、早期に介入し、必要な支援先へとつなぎます。（けんこう増進課）【各医療機関】
- アルコールに関する相談支援の実施：アルコール依存症、DV、虐待などアルコール関連問題に関する様々な相談対応を行います。（長寿子育て課）【徳之島保健所】
- 適切なアルコールとの付き合い方、飲酒と自殺の関連について、特定健診結果報告会等の機会を通じて知識の普及・啓発を行います。（けんこう増進課）
- 民生委員・児童委員による支援：民生委員・児童委員による、ひとり暮らし要援護世帯への支援や相談を行います。また、その支援内容の充実に向けゲートキーパー研修等、各種研修会への参加を推進します。  
（長寿子育て課） 【民生委員・児童委員協議会】

### 2. 高齢者への啓発

- 老人クラブへの研修の実施：老人クラブ連合会等に対して、学習会や研修会のテーマとして、生きる支援（自殺対策）に関連する内容を取り上げることがを要請し、その活動を支援します。また、ゲートキーパー養成研修への参加を推奨します。  
（長寿子育て課） 【老人クラブ連合会】

### 3. 支援者への啓発

- 介護を行う家族等への研修の受講推奨：関係機関と連携し、介護を行う家族等に対しゲートキーパー養成研修への参加を推奨します。（長寿子育て課）
- 介護を行う家族等の交流機会の推進：介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家庭介護に携わっている皆さんの連絡会や交流事業などを行います。  
（けんこう増進課）

- 地域包括ケア担当職員への研修実施：ケアマネジャーをはじめとする地域包括ケア等担当職員にゲートキーパー養成研修への参加を推奨します。（長寿子育て課）
- 民生委員・児童委員等への研修の実施：単身者・高齢者と接する際に自殺のリスクに気づけるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会職員にゲートキーパー養成研修への参加を推奨します。（長寿子育て課）【民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会】
- 見守り活動を行う人への研修の実施：在宅福祉アドバイザー等、高齢者の見守り活動を行う人にゲートキーパー養成研修への参加を推奨します。（長寿子育て課）

#### 4. 「地域の支え合い」活動（居場所活動）の充実

- サロン等の高齢者の居場所支援：家に閉じこもりがちな高齢者が寝たきりや認知症にならないよう、趣味の活動や仲間づくりの場を提供する「彩りサロン」等を実施します。（けんこう増進課）

#### ●実績

評価項目	目標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ひとり暮らし男性自立支援教室の開催	3回/年	3回/年	-	-	-	-
高齢者啓発における研修	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
ゆいゆいサロン開催回数	各集落 月4回	各集落 月4回	各集落 月4回	各集落 月4回	各集落 月4回	各集落 月4回

#### ●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標
高齢者啓発における研修	1回/年	1回/年
ゆいゆいサロン開催回数	各集落 月4回	各集落 月4回

## 施策の展開

### 1. 関係機関との連携の強化

- 生活困窮者の早期発見・早期支援：重篤な疾患など身体的・精神的問題、税金の滞納から生活苦や借金等経済的問題を抱えている方を関係機関と連携して、早期に発見し、必要に応じて医療機関、福祉事務所、くらサポ等連携を図り、より専門的な支援へ早期につなげていきます。（長寿子育て課・けんこう増進課・くらしと税務課）【くらサポ・福祉事務所・徳之島保健所・医療機関・社会福祉協議会】
- くらサポ等との定例会議の開催：くらサポ、福祉事務所、役場の生活保護の担当で行っている生活困窮者等の支援調整会議に参加し、情報の共有を図り、対応を検討する機会を設けます。（長寿子育て課）【くらサポ・福祉事務所】

### 2. ひきこもり状態の人や家に閉じこもりがちな人に対する支援の推進

- ひきこもり相談等の実施：社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきこもり相談やこころの電話相談（天城町）を実施します。（長寿子育て課）
- ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施：本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支援、家庭訪問（アウトリーチ）等による継続的な個別支援を実施します。また、ひきこもり状態にある人が他者と関わり、就労等の社会参加への一歩を踏み出すための取組を、くらサポ等関係機関と連携して実施します。また、個別相談会やこころの電話相談（天城町）の周知をしていますが、相談に至らないケースが多いため、ケースを把握後に相談につなぐための方法を検討していきます。（長寿子育て課）【くらサポ、民生委員・児童委員協議会】
- 高齢者の閉じこもり防止：「彩りサロン」等高齢者の居場所づくり活動の参加者や老人クラブ連合会会員など高齢者と関わりのある支援関係者及び民生委員・児童委員から、家に閉じこもりがちな高齢者の情報を得るとともに、必要なニーズの把握に努め、それらにあった居場所活動等の支援策を検討・実施します。（長寿子育て課・けんこう増進課）【老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会】

●実績

評価項目	目標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活困窮者自立相談支援 新規相談件数	20件以上 /年	12件以 上/年	27件以 上/年	26件以 上/年	21件以 上/年	6件(11 月現在)
定例会議の開催	1回/年 以上	12回/ 年以上	12回/ 年以上	12回/ 年以上	12回/ 年以上	12回/ 年以上

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標
生活困窮者自立相談支援 新規相談件数	21件以上/年	20件以上/年
定例会議の開催	12回/年以上	12回/年以上



## 2 生きる支援関連施策一覧

---

自殺対策7つの柱以外にも、さまざまな取組を展開します。詳細は次頁からの「生きる支援関連施策一覧」をご参照ください。

# 生きる支援関連施策一覧

## 〈天城町の自殺対策7本柱〉

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層への支援の強化
6. ひとり暮らし・孤立者への支援の強化
7. 生活に困窮している人への支援の強化

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	お知らせと知識の共有	生きることの促進	若年層	ひとり暮らし・孤立	生活困窮者
長寿子育て課	各種手帳申請・交付・受付事務 ・精神障害者保健福祉手帳申請受付事務 ・療育手帳・身体障害者手帳申請、交付事務	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						
	各種手当申請事務 ・特別障害者（障害児福祉）手当申請事務 ・特別児童扶養手当申請事務	▼障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大きく、自殺リスクも高まる可能性があり、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						
	自立支援医療（精神通院）申請受付事務	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						
	自立支援医療費（更生・育成）給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						●
	障害福祉サービス費給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼障害支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより、生きることへの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる。	●						
	障害児通所給付費給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●				●		
	地域生活支援事業（日常生活用具の給付・相談支援事業）	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						
	障害者虐待への対応	▼虐待への対応を糸口にして、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぐ接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。	●		●	●			
	身体障害者相談員	▼自殺対策の情報交換の場を設けることにより、対象者への問題啓発と研修機会となり得る。	●	●	●				
	身体障害者巡回診査	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援（新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ）の強化を図ることができる。	●						
	身体障害者・児補装具給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						
	保育所業務に関すること	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●			●		
	学童保育所業務に関すること	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●			●		
乳幼児医療給付・子ども医療費助成事業	▼給付・助成に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●							

# 生きる支援関連施策一覧

## 〈天城町の自殺対策7本柱〉

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層への支援の強化
6. ひとり暮らし・孤立者への支援の強化
7. 生活に困窮している人への支援の強化

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	お知らせと知識の共有	生きることの促進	若年層	ひとり暮らし・孤立	生活困窮者
長寿子育て課	重度心身障害者医療費支給事業	▼給付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						
	母子・寡婦福祉に関する相談	▼相談者の中では、生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	●			●	●		●
	養育医療に関する事務	▼不妊治療を受ける際に必要な旅費に要する経費の一部助成 ▼不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●						●
	ひとり親家庭等医療費支給事業	▼育児に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●			●	●		●
	児童手当支給事務	▼資格喪失（転出）に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●				●		
	児童扶養手当申請受付	▼受付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●			●	●		●
	児童家庭相談	▼児童虐待が発生する状況下では、その家庭そのものの自殺リスクを上昇させる。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●		●	●	●		●
	災害時要援護者支援に関すること	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援（自殺対策）へつながり得る。	●						●
	緊急通報装置給付等事業	▼手続きの中で、本人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●			●	●		
	学校保健会評議委員会	▼関係機関にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ等の対応を強化できる。	●	●	●		●		
けんこう増進課	母子健康手帳交付	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●				
	各種健康診査 ・乳幼児・妊婦・産婦	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●				
	各種委託健康診査 ・妊婦、乳児	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●				
	妊産婦・新生児等訪問指導	▼面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●				
	天城町妊活支援旅費助成	▼不妊治療を受ける際に必要な旅費に要する経費の一部助成 ▼不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●		●				●

# 生きる支援関連施策一覧

## 〈天城町の自殺対策7本柱〉

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層への支援の強化
6. ひとり暮らし・孤立者への支援の強化
7. 生活に困窮している人への支援の強化

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	お知らせと知識の共有	生きることの促進	若年層	ひとり暮らし・孤立	生活困窮者
けんこう増進課	特定健診・特定保健指導	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。 ▼健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。	●		●				●
	国保訪問指導 (重複・多受診者訪問)	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い可能性がある。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取り把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●		●		●		
	母子保健推進員研修 健康づくり推進員研修 食生活改善推進員研修	▼各推進員に対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、推進員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる。	●	●	●	●			
	健康あまぎ21(健康増進計画)推進事業	▼現状・課題を把握し、今後の取組・推進の在り方について検討する際、自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	●	●	●	●			●
	窓口・電話相談	▼相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●		●	●	●	●	●
	健診結果説明会	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●	●			●
	健康講座	▼講座において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●				
	家庭訪問	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●		●	●	
	各種がん検診・結核検診事業	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。	●		●				
	がん検診精密検査費用助成事業	▼健康や経済的な視点から、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。	●						
	栄養改善・食育の推進業務に関すること	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。	●						
	食生活改善推進委員への委託事業	▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。	●	●		●			
	介護保険料(第1号被保険者)の賦課・徴収に関する事務	▼期限までに納税できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、潜在的なハイリスク層を把握する上での一手段となり得る。つなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。	●						●
	介護保険事業運営協議会	▼協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●				●
	介護給付・要介護認定(調査)に関すること	▼介護は当人や家族にとっての負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●						●

# 生きる支援関連施策一覧

〈天城町の自殺対策7本柱〉

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層への支援の強化
6. ひとり暮らし・孤立者への支援の強化
7. 生活に困窮している人への支援の強化

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	お知らせと知識の共有	生きることの促進	若年層	ひとり暮らし・孤立	生活困窮者
けんこう増進課	高齢者台帳整備に関する事	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援（自殺対策）へつながり得る。	●					●	
	地域支援事業総合事業に関する事	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●			●	
	認知症総合支援事業	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●			●	
	認知症サポーター養成講座	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●	●		●	
	高齢者虐待への対応	▼対応者に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●		●	
	介護支援専門員に関する事 (ケアマネジメント支援)	▼専門職員に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●				●	
	介護予防ケアマネジメント	▼要介護の当事者やその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。▼介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点を持ち、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。▼介護は従事者にかかる負担も大きいため、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者（介護職）への支援の充実に向けた施策にもなり得る。	●	●	●			●	
	福祉用具購入及び住宅改修に関する事	▼手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●			●		●	
	介護支援専門員連絡会議	▼専門職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。 ▼協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●			●	
	認知症初期集中支援事業	▼職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。 ▼協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●	●		●	
	認知症地域支援推進員の配置と活動PR	▼推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。 ▼各種相談窓口等をPRすることにより、住民への周知拡充を図ることができる。	●	●				●	
	成年後見制度利用支援事業	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●	
	介護用品支給事業	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●	
	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●					●	●
	短期保険証・資格証発行に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●
葬祭費に関する事務	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。	●							

# 生きる支援関連施策一覧

〈天城町の自殺対策7本柱〉

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層への支援の強化
6. ひとり暮らし・孤立者への支援の強化
7. 生活に困窮している人への支援の強化

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	お知 らせ と知 識の 共有	生 き る こ と の 促 進	若 年 層	ひ と り 暮 ら し ・ 孤 立	生 活 困 窮 者
く び て た 税 務 課	住民の要望や苦情等の 処理事務	▼自殺対策の視点について理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●					
	国保趣旨普及に関する事務	▼保険税等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●
	町・県民税の賦課に必要な 調査	▼生活保護受給者や障害者等は、経済面だけでなく健康面での問題を抱えていることが多い。それらが原因の自殺を防ぐためにも、担当者に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●						●
	町税・国保税の徴収及び 滞納整理事務	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●						●
総 務 課	消防関係事務	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	●	●		●			
	防犯に関する事務	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	●	●		●			
	交通安全に関する事務	▼会員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	●	●					
	人事に関する事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。							●
	職員の服務に関する事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。							●
	職員の研修に関する事務	▼自殺対策に関する研修を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。		●	●				
	職員の衛生管理及び福利厚生 に関すること	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。							●
	行政相談	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。	●						
	行政の情報提供・公聴に官留 守事務（広報等による情報発 信）	▼行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ▼ホームページ・A Y Tによる情報発信・広報誌等の編集・発行				●			
建 設 課	公営住宅事務	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。 ▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	●						
	公営住宅家賃滞納整理対策	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						
水 道 課	水道料金徴収業務	▼水道使用料を滞納している人への督促業務等を含むのであれば、徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	●	●	●				

# 生きる支援関連施策一覧

〈天城町の自殺対策7本柱〉

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民の皆さんへのお知らせと知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層への支援の強化
6. ひとり暮らし・孤立者への支援の強化
7. 生活に困窮している人への支援の強化

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	お知らせと知識の共有	生きることの促進	若年層	ひとり暮らし・孤立	生活困窮者
企画財政課	配偶者暴力防止に関する相談	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●		●	●	●		
	消費生活対策事務	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●						●
	空き家バンク	▼相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●						
	施政方針	▼町長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的としている。 ▼いのち支える天城町自殺対策」等に関する具体的な取組等を報告項目に盛り込むことで、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図れる。			●				
農業委員会	農業委員のすべての農家への戸別訪問	▼農地を売りたい、貸したい人の中には経済的に困窮した人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●					●	
教育委員会	生徒指導に関する月例報告	▼各小・中学校の「いじめの件数、問題行動の件数、長期欠席者数」を把握することで、学校の制度指導に関する早期発見、早期対応につながる。	●		●	●	●		
	SSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)の活用	▼主に中学校の生徒指導部会へ出席したり、生徒からの相談を受けたりすることで、専門的な立場からの助言ができ、生徒指導の個別課題の解決につながる。			●	●	●		
	心の相談員の活用	▼主に、中学校を巡回し、生徒の様子を観察することで、生徒指導における課題の未然防止につながる。				●	●		
	SC(スクール・カウンセラー)の活用	▼主に中学校を巡回し、教員や生徒へ専門的な立場からの助言をすることで、学校の生徒指導の質を高めたり、生徒指導の個別課題の解決につながる。			●	●	●		
	児童及び生徒の事故並びに非行の届け出に関する事務	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカー等関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●		●		●		
農政課	人・農地問題解決推進事業	▼経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●						●
	農業次世代人材投資事業	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。	●						●
	農村青少年クラブ連絡協議会の育成、指導に関すること	▼ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな生産者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	●	●	●				
	その他農家の経営安定のための資金相談	▼資金相談時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。	●						●
	農地中間管理事業	▼農地を売りたい、貸したい人の中には経済的に困窮した人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●						●

## IV 自殺対策の推進体制

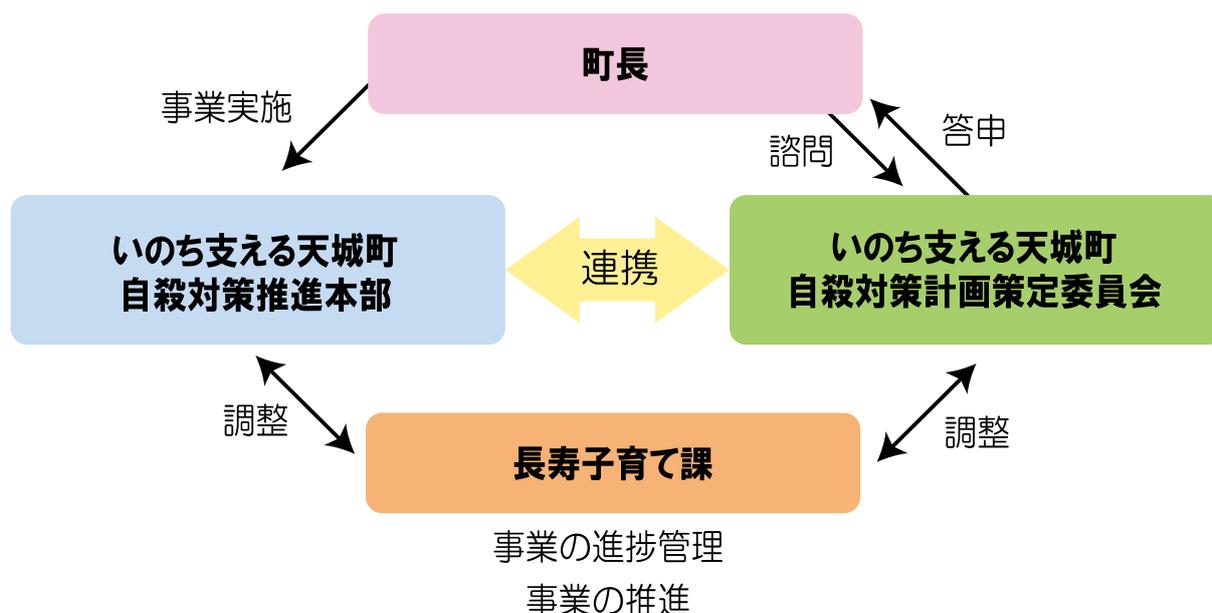
### 1 自殺対策組織の関係図



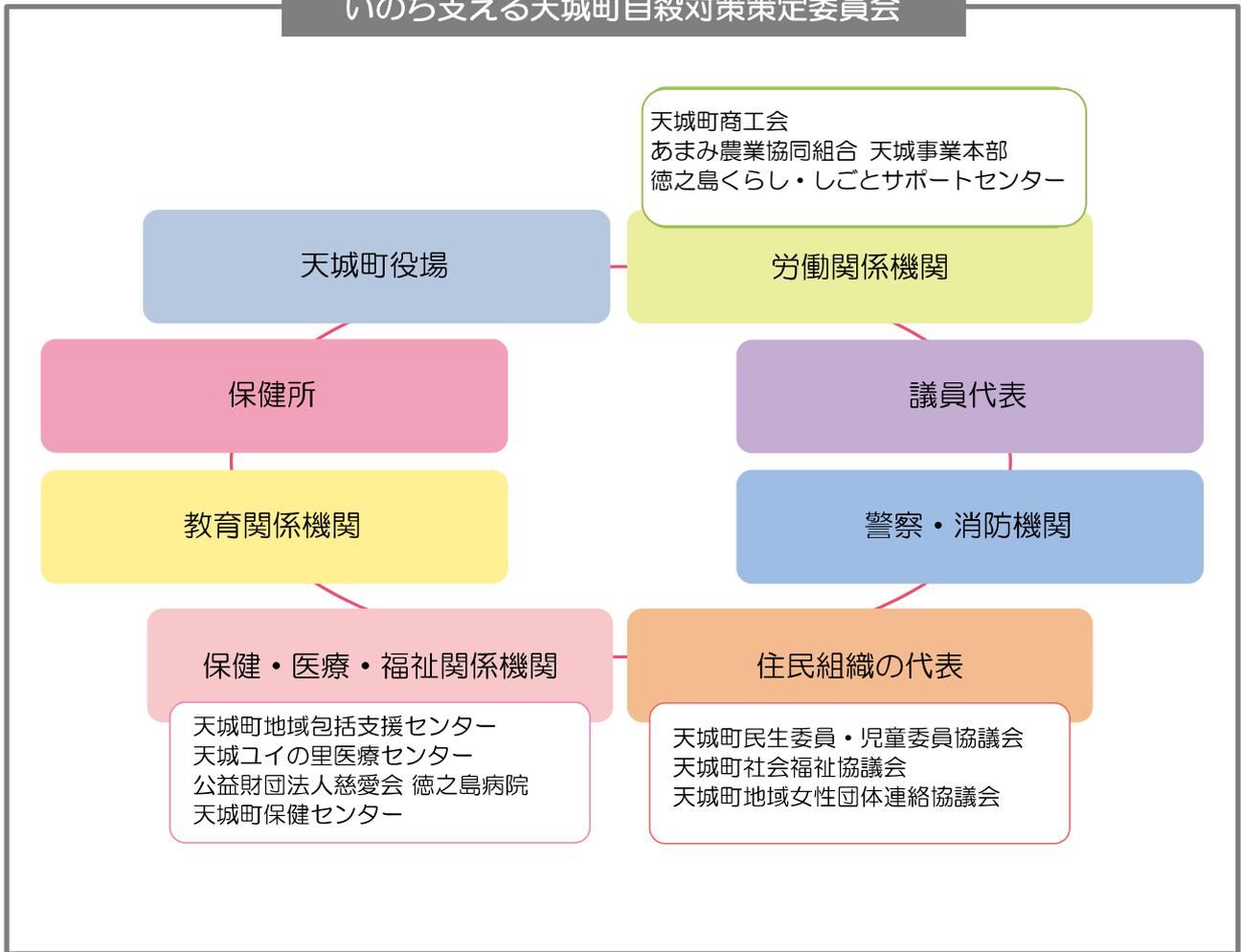
「いのち支える天城町自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取組を推進します。

本計画における自殺対策7本柱及び生きる関連施策については、いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会においてPDCAサイクルによる評価を実施しいのち支える天城町自殺対策推進本部での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



いのち支える天城町自殺対策策定委員会



## V 資料

### いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、町民がこころの健康づくりの大切さを意識し、自身の問題のみならず、町全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりをめざし、各関係機関・団体と連携し、自殺対策計画策定及び総合的な自殺対策の推進のため、いのち支える天城町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1)天城町自殺対策計画策定及び進行管理に関すること。
- (2)自殺対策における関係機関・団体の連携及び推進に関すること。
- (3)その他自殺対策に関し委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1)保健・医療・福祉関係機関
- (2)警察・消防機関
- (3)教育関係機関
- (4)労働関係機関
- (5)住民組織の代表
- (6)鹿児島県徳之島保健所の職員

2 委員の任期は5年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員は前任者の残任期間とする。

3 公職による委員及び各団体の代表委員は、その職を失したときは、委員の資格を失うものとする。

(役員)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

**第5条** 委員会に出席する者は、会議及び業務上知り得た秘密は全て、これを他に漏らしてはならない。委員会の構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(事務局)

**第6条** 委員会の事務局は長寿子育て課に置く。

(補足)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

任期：令和5年7月27日～令和10年6月30日

	構成機関区分	構成機関
1	保健・医療・福祉関係機関	天城町地域包括支援センター
2		天城町保健センター
3		あまぎユイの里医療センター
4		公益社団法人慈愛会 徳之島病院
5	警察・消防機関	徳之島警察署 平土野駐在所
6		徳之島地区消防組合 天城分遣所
7	教育関係機関	天城町教育委員会
8	労働関係機関	天城町商工会
9		あまみ農業協同組合 天城事業本部
10		徳之島くらし・しごとサポートセンター
11	住民組織の代表	天城町民生委員・児童委員協議会
12		天城町社会福祉協議会
13		天城町地域女性団体連絡協議会
14		総務文教厚生常任委員会
15	鹿児島県徳之島保健所	徳之島保健所の職員

# 自殺対策基本法

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

### (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

#### 附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。





いのち支える第2期天城町自殺対策計画

令和6年3月

鹿児島県 天城町役場 長寿子育て課

〒891-7692 鹿児島県大島郡天城町平土野 2691-1

TEL.0997-85-3111 (代表) / FAX.0997-85-3110

<https://www.town.amagi.lg.jp/>